社労士 ふ く し ま 月間情報 No.210

2015.1 月号

福 島 県 社 会 保 険 労 務 士 会　〒960-8252

発行担当者　広報委員会　蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3

http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1～　県会情報　・研修会の予定　・年金・労働総合相談所　・電子申請どうでしょう

P3～　連合会情報　・中央労働委員会「労使関係セミナー」　・連合会ＨＰ会員専用ページ情報　・社労士の懲戒処分

P4～　支部　・福島支部研修会

関係機関だより　・宮城県会　・福島労働局　・厚生労働省　・協会けんぽ　・社会保険ふくしま

P5　事務局だより

P6　各市への労働条件審査の導入等に関する提案

1. 会員並びに年金・労働総合相談所相談員第２回研修会の開催について（P7～8）

申込締切日： 2月 20 日（金）必着

県　会　情　報

1. 研修会の予定

1月21日(水) 南東北総合卸センター協同組合	医療労務フォローアップ研修会	13：00～ 17：00	・看護師の現在の職場環境及び労働環境について	福島県看護協会会長 高橋京子氏
			・事例によるグループワーク	
3月4日(水) 福島テルサ	相談所第2回研修会	13：30～ 16：30	・問題社員に関する対応の仕方について（仮題） ・「多様な正社員」に対する労務管理について（仮題）	弁護士 野口　大氏

※医療労務コンサルタントフォローアップ研修会については、受講対象者の方に個別に案内を送付しております。

※年金労働総合相談所第２回研修会について、詳細は別添開催案内をご覧のうえ、参加を希望される方は「参加申込書」（P8）にて 2 月 20 日（金）までにお申込みください。

2. 年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	年金･労働総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
26 年度(12 月)	6 件	6 件	6 件	6 件
12/24(水)	0 件	1 件	1 件	1 件
今年度実績	6 件	7 件	7 件	7 件
総計	H15.6～26.12　150 件		19.7～26.12　100 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
12/10～1/7	1 件	1 件	1 件	1 件

＜次回相談員＞

○年金・労働総合相談所

【1/28】

・杉原正雄・山田正男

○被災者支援無料相談会

【1/14】村山敦子

【1/21】丹治　勧

【2/4】　杉原正雄

電子申請どうでしょう【第 17 回】

早いものでこちらへの寄稿も三回目となりました。

マイナンバー法への対応もまだまだ先の話と思っていては取り残されてしまうのでしょうか。電子申請への取り組みも中々進まない現状があるようです。厚生労働省も中小事業主が簡単に申請できる制度の構築に動き出しているみたいです。いろいろと情報のアンテナを広げておかないと法改正等についていけなくなってしまいますね。

昨日、とある事業所様の年間の電子申請の件数を集計する機会がありましてその結果がなんと 67 件でした。今年は随分と多いなぁとは思っていましたがこれほどとは思いませんでした。2014 年は何かと忙しく、電子申請でも様々な間違いをしてしまいました。ほとんどは確認をしたつもり！でいた私の確認不足・能力不足ですが、扶養異動届でお子様の漢字間違い･なんと性別間違いも！先日はハローワークへ電話を入れてフリガナが間違っている件で、紙で打ち出して頂いた等々恥ずかしさの自慢大会のようですが、事業主様並びに従業員の皆さまへのご迷惑も多々かけることとなってしまいました。電子申請で移動時間等々の効率化を目指していたはずですが、間違い・訂正等によるロスは思ったよりも大きいものでした。

電子申請であれ紙であれ提出書類の確認作業は大事ですねというお話と、電子申請での入力チェックは形式的な不備は教えてくれても誤字脱字は教えてくれない。当たり前のことですが機械は万能ではないんだなと改めて気づかされました。

また、1 年半程休眠中のソフトはついに自力での導入（データ移行）を諦めてフルサポートをお願いしようかという状況です。機械はきちんと設定してあげれば有能だと思いますが、初期設定がまずければ動かない。でも様々な機能を使えばもっと時間を有効に使える・・はずですよね。これからも上手く電子申請を活用していけたらなと思います。

電子化推進特別委員会　　瀬尾　征秀　（郡山支部・担当理事）

連合会情報

１．平成 26 年度「労使関係セミナー」について

中央労働委員会では、労使関係に関するテーマについての基調講演、集団的労使紛争、個別労働紛争、不当労働行為の救済申立てを扱った委員等によるパネルディスカッション等を通じ、労働委員会制度について労使関係者の認識を深めることを目的として、労使関係セミナーを開催します。

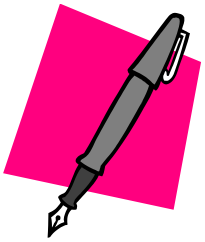

〇平成 27 年 1 月 23 日（金）関東地区・第 3 回
〇平成 27 年 2 月 16 日（月）北海道地区・第 2 回
が新たに追加されました。

詳細につきましてはＨＰをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/link

※本セミナーは連合会及び都道府県社労士会が開催するセミナーではございません。お申込・お問い合わせは、中央労働委員会にご確認ください。

２．連合会ＨＰ会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について（協力依頼）
- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の国民年金の特例に係る事務取扱について

＜トレンドボックス＞

✧ 厚生法等改正法による「被扶養配偶者非該当届」の取扱い（指示・依頼）

３．社会保険労務士の懲戒処分について

月刊社労士 12 月号に懲戒処分について掲載されていましたので、抜粋しました。

【処分内容】　戒告
【処分理由】　被処分者は、酒気を帯びた状態で普通乗用自動車を運転し、自車左前部をＸが運転する車両右後部に衝突させＸに加療約 12 日間を要する傷害を負わせ、略式命令により罰金を科されたものである。

【処分内容】　6 ヶ月の社会保険労務士の業務の停止
【処分理由】　被処分者は、税理士でなく、かつ、法律に別段の定めのある場合でないのに、自身の事務所において、業として、Ｘほかの依頼に応じ、税務書類である所得税の確定申告書等の合計 7 通を作成し、もって税理士業務を行ったことにより税理士法に違反したため、簡易裁判所から罰金 50 万円の略式命令を受けたものである。

【処分内容】　6 ヶ月の社会保険労務士の業務の停止
【処分理由】　被処分者は、業として有限会社Ｂほか 6 社の依頼に応じ、税務書類である同法人らの法人税確定申告書等合計 22 通を作成し、もって税理士業務を行ったことにより税理士法に違反し、罰金 100 万円の略式命令を受けたものである。

※詳細については、76 ページをご覧ください。

支部

1. 第３回福島支部研修会

1.日　　時　　平成27年2月10日（火）　12：30（受付）～

2.場　　所　　コラッセふくしま　4階　401

（福島市三河南町1-20　TEL：024-525-4089）

3.研修内容　　13：05～14：35

「マイナンバー制の概要について（１）」（仮題）

講師　福島支部　宗川　孝良　会員

14：45～15：45

「マイナンバー制の概要について（２）」（仮題）

講師　福島支部　宗川　孝良　会員

15：55～16：10

「高年齢者・障害者雇用に係る各種助成金について」（仮題）

講師　(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

福島高齢・障害者雇用支援センター　担当者

16：15～16：45

「パート労働法の改正点等」について（仮題）

講師　福島労働局雇用均等室　担当者

16：50　事務連絡等　　事務局

4.懇 親 会　　平成27年2月10日（火）　17時30分～

陽風水「ひふみ」　福島市大町2-18石屋小路ビル1階（024-522-1455）

会費　5,000円（飲み放題）

5.参加申込　　1月30日(金)までメール又はＦＡＸで福島支部へお申込みください。

E-mail: sr.fukushima.sibu.jimukyoku@email.plala.or.jp

FAX: 024-553-0336（FAX は午後 7 時までにお願いします。）

※他支部からの参加の場合、参加費 1,000 円いただきます。

関係機関だより

1. 女性の活躍促進と労働環境づくりシンポジウムの案内（チラシ）

・・・宮城県社会保険労務士会

2. 「チェックしましょう！福島県最低賃金」（チラシ）・・・福島労働局

3. 労働条件ポータルサイトの開設について・・・厚生労働省

厚生労働省では、若者の活躍推進の観点から、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応を強化しているところです。その取組の一環として、労働条件ポータルサイト「確かめよう　労働条件」を開設いたしました。詳細は下記ＨＰをご覧ください。

http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

4. 最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

5. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会 HP （http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

12 月 1 日～31 日　総アクセス数　916（内訳：新規　564、リピーター　352）

会務報告及び予定

12月　10日　復興支援年金・労働無料相談会（東邦銀行本店営業部）
　　11日　復興支援年金・労働無料相談会（東邦銀行郡山支店）
　　13日　年金事務所相談員スキルアップ研修（事務局）
　　17日　復興支援年金・労働無料相談会（東邦銀行白河支店）
　　19日　街角の年金相談センター運営部委員会、
　　センター6期生相談員との意見交換会（事務局）
　　街角の年金相談センター福島事務局会議（年金相談センター）
　　19日　第2回広報委員会（コラッセふくしま）
　　20日、21日　街角の年金相談センター・センター長部門長会議
　　（ステーションコンファレンス東京）
　　24日　第140回年金・労働総合相談所（事務局）
1月　　9日　新年あいさつ周り、行政書士会新年賀詞交歓会（郡山ビューホテルアネックス）
　　福島労働局職業安定課との雇用保険の電子申請利用促進に関する打合せ（労働局）
　　15日　連合会新春賀詞交歓会（パレスホテル東京）
　　20日　労務診断結果報告会（福島県社会福祉協議会）
　　街角の年金相談センター福島年金出張相談会（アオウゼ）
　　21日　第5回福島県地域年金事業運営調整会議（コラッセふくしま）
　　医療労務コンサルタントフォローアップ研修会（南東北総合卸センター協同組合）
　　22日　東北福島年金事務所との定例会議（東北福島年金事務所）
　　23日　成年後見制度特別委員会（事務局）
　　24日　柴山武氏（土地家屋調査士会）黄綬褒章受章記念祝賀会（ホテル辰巳屋）
　　27日　復興支援年金・労働無料相談会及びセミナー（福島県立医科大学付属病院）
　　28日　第141回年金労働総合相談所（事務局）
2月　　6日　理事会・幹事会（ホテル辰巳屋）
　　10日　福島支部第3回研修会（コラッセふくしま）
3月　　4日　年金労働総合相談所第2回研修会（福島テルサ）

会員異動報告

	支部	名簿ﾅﾝﾊﾞｰ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福島	1/15 付 入会 勤務	ｵｵﾂｶｼﾞｭﾝｺ 大塚淳子	株式会社東邦銀行 福島市大町 3-25 TEL 024-523-3131 FAX 024-523-3390
	郡山	1/15 付 入会 勤務	ｸﾏﾀﾞﾀｶﾉﾌﾞ 熊田孝展	株式会社荒井会計事務所 郡山市朝日 3 丁目 5-3 TEL 024-922-1188 FAX 024-922-1185
【変更】	郡山	P9	相場静江	事務所所在地・ＦＡＸ番号 郡山市富久山町久保田字桝形 33-8 FAX 024-505-4889
		P13	根本　勇	事務所所在地 須賀川市吉美根字土橋 238 番地 1
【退会】	いわき	P16	赤塚静枝	12/31 付登録抹消

謹んで新春のお慶びを申し上げます

旧年中はたいへんお世話になり厚く御礼を申し上げます。
新しい年を迎えまして皆々様のご発展とご多幸をお祈りし、
今年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

事務局職員一同

報告事項

各市への労働条件審査の導入等に関する提案

今年度事業計画の４．経営労務監査事業「政連と連携を図り、県内自治体へ指定管理者及び公共事業実施者への労働条件審査導入及び指定管理者の選定委員会への社労士の登用の働きかけ」に基づき以下のとおり推進を図りました。

７月31日付、県内の13市の市長及び市議会議長あて「指定管理者の選定または受注後の契約の履行における労働条件審査の導入」及び「指定管理者の選定のための委員会への社会保険労務士の登用」について、県会及び政連として要請しました。

更に、県内の各市の行政担当窓口を訪問し、労働条件審査の実施状況や労働条件審査に関する説明を行ない、労働条件審査の導入及び選定委員への社会保険労務士の登用に関して要請いたしました。

平成２６年７月３１日

市長　様

福島県社会保険労務士会
会　長　金子昌明
福島県社会保険労務士政治連盟
会　長　宍戸宏行
（公印省略）

公契約における適正な労働条件を確保するための「労働条件審査」について

時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。
平素は、当会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
東日本大震災並びに東京電力福島第一原発事故による災害復旧、復興のため日夜のご努力に対し心から敬意を表します。
さて、公共サービス基本法においては、国、地方公共団体は、安全かつ良好な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする、公共サービス基本法（平成21年5月20日法律第40号）又、総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日総行経第38号）においては、指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することとなっております。
しかし、行政改革の進展などにより、公共事業や指定業務を委託する場合、競争入札方式が多く採用されることにより、落札を目指す入札参加業者の中には低廉な入札価格での参入を図るため、雇用する労働条件の引き下げや、安全対策を軽視するなどをして、公正な競争が阻害され、公共サービスが低下しているとの弊害も指摘されています。
こうした事態の対策として、公契約基本法や公契約条例の制定や入札制度における総合評価方式の導入が複数の自治体において実施されております。また、国においては、法務省が「平成２４年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の民間競争入札実施」に関し、労働・社会保険諸法令の遵守状況の審査を実施し、当全国社会保険労務士会連合会が受託、この競争入札に参加する事業所の「労働条件審査」を実施いたしました。
弊会では、公共工事請負業者、民間委託業務受託者、公共事業指定管理者の選定の際、または受注後の契約の履行に当たり、「労働関係法令の遵守」と「適正な労働条件の確保」を担保する重要な指標として「労働条件審査」を導入されるようご提案申し上げております。
また、指定管理者等の選定のための委員会において、労働・社会保険諸法令に精通する社会保険労務士を登用いただくことで、「労働関係法令の遵守」と「適正な労働条件の確保」に寄与したく存じます。
以上につきまして、別途詳細な説明の場を設けていただければ幸甚に存じます。

敬白

訪問市	訪問日	担当窓口	
福島市	７月９日	管財課	金子昌明会長 宍戸宏行副会長（政連会長）
	７月 29 日	企画経営課	金子昌明会長 宍戸宏行副会長（政連会長）
伊達市	11 月７日	財務部財政課管財係	渡邊康志理事（福島支部長） 菅野浩司理事（副支部長）
二本松市	11 月７日	契約管財課契約係	渡邊康志理事（福島支部長） 菅野浩司理事（副支部長）
郡山市	11 月 17 日	行政マネジメント課	星規夫副会長（郡山支部長） 久井貴弘会員（郡山市指定管理者委員）
いわき市	11 月 20 日	総務部総務課行政管理係	金子昌明会長 吉田昌樹常任理事（いわき支部長）
会津若松市	11 月 27 日	総務部契約検査課・総務課	冨田力也副会長（会津支部長） 佐藤明理事
須賀川市	12 月２日	企画財政課	星規夫副会長（郡山支部長） 清水まり子理事（副支部長）
白河市	12 月 15 日	総務部財政課管財係	武田昌之常任理事（白河支部長） 長倉克巳理事（副支部長）
喜多方市	12 月 19 日	総合政策部企画政策課	冨田副会長（会津支部長）

福島社発第　２０８　号
平成２７年　１月１３日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
年金・労働総合相談所
所　長　宍　戸　宏　行
（公印省略）

会員並びに年金・労働総合相談所相談員第２回研修会の開催について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より当会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、年金・労働総合相談所に於ける労働研修を開催いたします。
多数の会員のご参加をお願い申し上げます。

１．日　　時　　**平成２７年　３月　４日（水）**
受　付　　13：00～
研修会　　13：30～16：30

２．場　　所　　福島テルサ　3Ｆ　大会議室　あぶくま
（福島市上町 4-25　TEL 024-521-1500）

３．対 象 者　　会員並びに年金・労働総合相談所 相談員
（会員事務所職員の参加はできません）

４．内　　容
13：30～13：35　　会長あいさつ
13：35～14：20　　**「問題社員に関する対応の仕方について」（仮題）**
・社労士としてどのような労務管理をしなければならないか
「多様な正社員に対する労務管理について」（仮題）
・厚生労働省が提案する「正社員実現加速プロジェクト」とは
（質疑応答 15 分程度含む）
講　師　：　野口＆パートナーズ法律事務所
弁護士　野口　大　氏

５．参 加 費　　**３，０００円**（当日、会場で申し受けます。釣銭のないようご準備下さい。）

６．申込方法　　準備の都合がありますので、参加される方は必ず「参加申込書」(P8)により
2 月 20 日（金）まで事務局にお申込みください。

講師紹介

弁護士　　野口　大（のぐち　だい）氏

大阪弁護士会所属・同労働問題特別委員会副委員長

野口＆パートナーズ法律事務所　代表

野口＆パートナーズ・コンサルティング株式会社　代表取締役

《主な講演実績》

2014 年 3 月　全国社会保険労務士会連合会・中部地域協議会北陸部会
「メンタルヘルス問題、私傷病・労災に関するトラブル」
9 月　福岡県社会保険労務士会
「メンタルヘルス事案と企業としての紛争予防策・対処方法」
11 月　兵庫県社会保険労務士会西宮支部
「労務関係のグレーゾーンに関する諸問題」

締切　2 月 20 日（金）

福島県社会保険労務士会　行（FAX 024-534-5432、E-mail fukusha@green.ocn.ne.jp）

平成 27 年　　月　　日

会員並びに年金・労働総合相談所相談員第 2 回研修会参加申込書

3 月 4 日（水）開催の研修会に参加します。

支部　氏　名